

令和5年度中島村住民税非課税世帯生活支援臨時給付金（7万円/1世帯）のご案内

本給付金（1世帯あたり7万円）は、物価等上昇が続くなかでの生活支援等を目的とした給付金です。

給付金の支給額

1世帯あたり7万円 ※本給付金7万円は差押禁止等及び非課税の対象となります。

支給対象者

令和5年12月1日時点で、中島村に住民登録があり、世帯全員の令和5年度分の「住民税均等割が非課税」の世帯

【確認事項】※以下の場合は対象外になります。

- ・世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている
- ・世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者がいる
- ・他の市区町村で、既に住民税非課税等に対する同趣旨の給付金を受けた等

手続き・申請の有無

A. 決定通知書が届いた方

手続きは不要です

振込み予定日

令和6年2月19日

B. 確認書が届いた方

返送が必要です

提出期限

令和6年3月31日
(当日消印有効)



詳しくは裏面「A」へ

詳しくは裏面「B」へ

給付金の支給手続き

A 決定通知書が届いた方（手続きは不要です）

・世帯全員が、令和5年12月1日時点で中島村に住民登録があり、世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税であって、令和5年度中島村価格高騰緊急支援給付金(3万円)を中島村から受給した世帯

令和5年度中島村価格高騰緊急支援給付金(3万円)と同じ口座に振込みます。

※口座の変更・受給の辞退を希望される場合は、**2月9日(金)**までに、下記担当課までご連絡ください。届出の手続きがあります。

B 確認書が届いた方（返送が必要です）



・世帯全員が、令和5年12月1日時点で中島村に住民登録があり、世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税であって、令和5年度中島村価格高騰緊急支援給付金(3万円)を中島村から受給していない世帯

・令和5年6月2日～令和5年12月1日の期間で中島村に転入し、本給付金の支給対象に該当する世帯

給付金を受給するには、確認書の返送が必要です。必要事項を記入して、同封の返信用封筒で郵送してください。また、窓口での対応も致しますので、下記担当課まで直接提出して頂いてもかまいません。

提出期限

令和6年3月31日（当日消印有効）

C A・B以外で支給対象となる方

村から書類等は送しません。支給にあたり、申請が必要となりますので、下記担当課までご連絡ください。



住民税非課税世帯等に対する給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国の職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、中島村役場や最寄りの警察署にご連絡ください。

お問い合わせ

中島村役場 保健福祉課



0248-52-2174